

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

2) 森林・林業

生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮を図るため、森林・林業基本計画をふまえ、適切な森林の整備を推進。

① 森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全

(多様で健全な森林の整備)

- ・長伐期化、針広混交林化等による多様な森林づくりを推進。



長伐期林



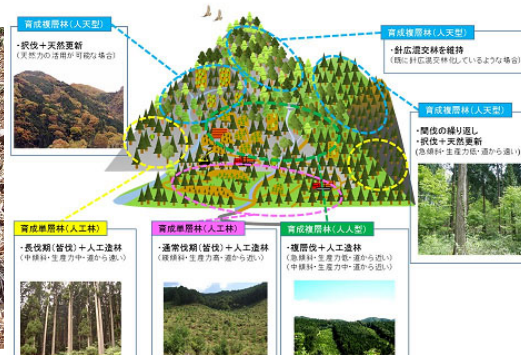
針広混交林

- ・伐採後の確実な再造林を実施。



植栽作業

- ・国有林における公益林としての適切な施業を実施。



育成単層林からの誘導イメージ

(天然林や希少野生生物への対応)

- ・森林生態系の保全及び復元、希少な森林生態系の保護管理に取り組む。



天然林保護のためのシカ防護ネット設置
(九州森林管理局)



保護活動対象のレプンアツモリソウ
(北海道森林管理局)

(国有林野における広範囲できめ細かな森林生態系ネットワークの保護・管理)

- ・広範できめ細やかな森林生態系ネットワークの保護・管理に努める。



小笠原諸島森林生態系保護地域
(関東森林管理局)



四国山地緑の回廊
(四国森林管理局)

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

2) 森林・林業（つづき）

① 森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全（つづき）

（保安林による森林の公益的機能の発揮）

・公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定する。



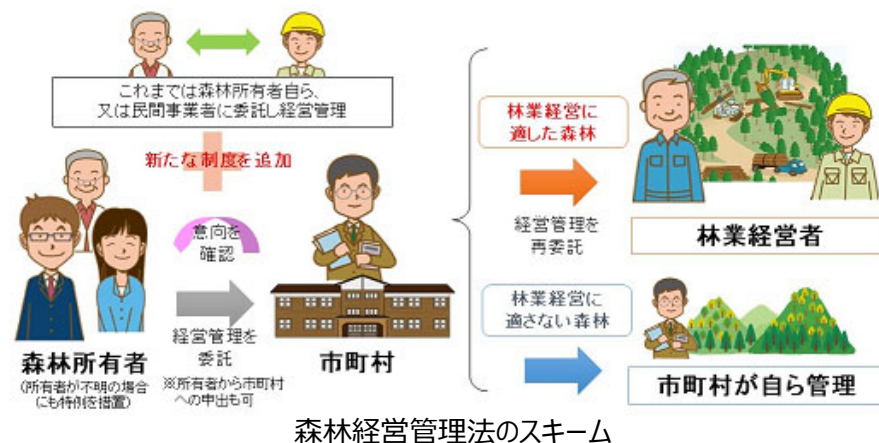
水源かん養保安林



魚つき保安林

（森林所有者に対する森林管理の働きかけ）

・森林所有者等による森林の経営や管理が適切に進むよう支援するとともに、森林経営管理制度に基づき市町村が主体となった経営・管理を実施する。



② 生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を通じた貢献

（森林施業における生物多様性への配慮）

・林業の現場における生物多様性保全への配慮を一層推進する。



伐採（皆伐）時に高木性の有用天然木を保残

（国内の森林資源の持続的な有効活用）

・民間の非住宅分野等への国産材の利用拡大及び新素材の研究・技術開発、用途開発等を推進する。



C L T（直交集成板）



セルロース
ナノファイバー（CNF）



改質リグニン



CNF含有塗料により変色が抑制され美観維持に効果的



ボンネット等に改質リグニンを利用

木材のマテリアル利用イメージ

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業

海洋における生物多様性の保全と生態系サービスの持続的な利用を図るため、海洋環境の保全・再生と水産資源の適切な管理を推進。

① 海洋環境の保全・再生の推進

(藻場・干潟を含む漁場環境の保全・再生)
・食害生物の駆除、漁場の耕うん等の海域環境に応じた手法による維持管理活動を推進。



藻場の保全
(ウニの駆除)



干潟の保全
(干潟の耕うん)

・赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策や適切な栄養塩類管理の推進。

(海洋プラスチックごみの対策の推進)

・漁具のリサイクル技術の開発・普及や海洋生分解性プラスチック素材を用いた漁具の開発。

・漁業者が操業中に回収した海洋ごみの持ち帰り、自治体が処分する体制の構築。

② 生物多様性に配慮した海岸環境・漁港漁場の整備の推進

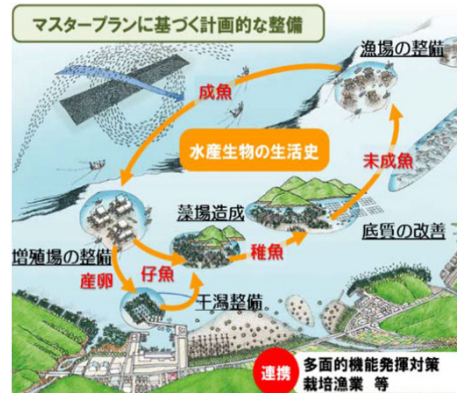
・周辺の自然環境に調和した漁港づくりや海岸環境の整備を推進。

・漁業集落排水施設の整備など漁港周辺水域の水質保全対策を推進。



漁業集落排水施設

・水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出する水産環境整備を推進。



生物の生活史に対応した漁場整備

③ 水産資源管理の一層の推進

(新たな資源管理システムの推進)

・最大持続生産量 (MSY) の達成を目標とし、数量管理を基本とする新たな資源管理システムを推進。

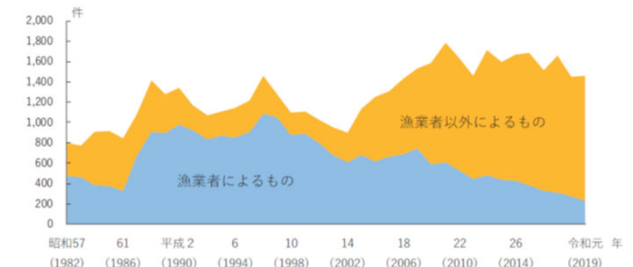
・TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業には、原則IQ (漁獲割当) を導入。

(国際的な資源管理)

・マグロ類を含む高度回遊性魚類等は、地域漁業管理機関を通じて、科学的根拠に基づき、持続的に利用・管理。

(実効ある資源管理のための取組)

・アワビ、ナマコ等の密漁の取締り、違法外国漁船等対策の一層の強化。



我が国の海面における漁業関係法令違反の検挙件数の推移

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

(1) 生産の現場において生物多様性を主流化する

3) 水産業 (つづき)

④ 生物多様性に配慮した漁業の推進

- ・サメ類や海鳥、ウミガメの混獲回避措置の着実な実施、効果的な混獲回避技術の開発・改良等を通じて混獲を削減。
- ・希少な野生水生生物は、科学的知見に基づき、採捕禁止等の措置を導入。
- ・公海底魚漁業が脆弱な生態系に与える影響を評価し、関係国と協力しながら適切な措置を導入。

⑤ 海洋保護区の設定・運用

- ・海洋保護区は、必ずしも人間活動を禁止する区域を意味するものではなく、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保存しつつ、持続的に利用していく海域も、効果的な保護区となりうるという認識の下、適切な設定等を推進。
- ・ポスト2020生物多様性枠組案の30by30（世界の陸地及び海洋の30%が2030年までに保護又は保全される）の目標達成に向けて、保護地域に加え、「その他の効果的な地域をベースとする保全手段（OECM）」としてカウントされる海域を設定し、保全。

⑥ 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全の推進

（生物多様性に配慮した資源増殖施策の推進）

- ・持続的な種苗放流、稚仔魚の生育環境の改善等により、資源を回復・増加。



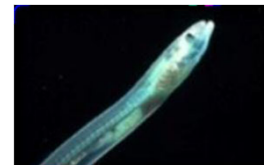
種苗放流



産卵場造成

（漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産の推進）

- ・生餌給餌から配合飼料への転換、魚粉代替原料の開発・普及。
- ・ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗生産技術の開発・普及。



シラスウナギ人工種苗生産

- ・閉鎖循環式陸上養殖の導入、抗菌剤に頼らない養殖生産体制の推進。

（内水面の保全の推進）

- ・効果的なカワウの個体数管理手法や外来魚等の防除手法の開発。
- ・漁場環境に配慮した増殖手法の開発、産卵場、種苗施設の整備。



効率的な外来魚駆除技術の開発